

IFRS News

31

Quarter 4 2016

vol.

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準(IFRS)に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2016年最後の号となる本号では、まず初めに、国際会計基準審議会(IASB)がIFRS第4号「保険契約」に対して行った修正に注目します。次に、欧州証券市場監督局(ESMA)の2016年の財務諸表の執行事項のうち、共通の優先事項(世界中の企業にとって興味深いであろう情報を含む)について検討します。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。さらに、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



目次

IFRS第9号のIFRS第4号との適用(IFRS第4号の修正)	3
ESMAが2016年の規制上の優先事項を提示	5
キャッシュ・フロー計算書の改善に関する協議	7
グラントソントンが2016年版のIFRSに準拠した財務諸表記載例を公表	8
コメントレターの提出	8
IFRS第15号に関する新たな刊行物を公表	9
グラントソントン・ニュージーランドがニュージーランドの年次IFRSマスタークラスに参加	9
ニュージーランドのパートナーがIVSCのBusiness Valuation Boardに任命される	10
IFRS第15号に関するIFRSニュース特別号を改訂	10
その他のトピック-概要	11
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	15
コメント募集	17

IFRS第9号のIFRS第4号との適用 (IFRS第4号の修正)

IASBは、「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を公表し、IFRS第4号「保険契約」に狭い範囲の修正（以下「本修正」という）を行っている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」と今後公表予定の新しい保険契約基準の適用日の相違による一時的な会計上の影響に対処するために本修正を公表しました。新しい保険契約基準は、いまだ最終確定しておらず、その適用日は2020年以降になります。すなわち、新しい保険契約基準の強制発効日はIFRS第9号の2018年の発効日の後になることを意味します。そのため、本修正では、保険契約を発行する企業に対し、今後公表される保険契約基準よりも前にIFRS第9号を適用するうえでの実務上の課題について、一時的な会計上の解決策を示しています。

保険契約を発行する企業は、IFRS第9号と新しい保険契約基準の両方の影響を受けることになるため、これら2つの重要な会計処理の変更を異なる日に行うことの実務上の課題に対して相当の懸念がありました。また、IFRS第9号の金融商品に関する新しい要求事項が新しい保険に関する会計規則よりも前に発効する場合には、純損益のボラティリティが増す可能性があることについて、さらなる懸念が示されました。

財務諸表利用者のニーズを充足しながら、これらの懸念に対処するために、IASBはIFRS第4号を修正し、以下の事項を導入しました：

「上書きアプローチ」

- 保険契約を発行するすべての企業に対して、IFRS第9号を適用した結果として生じる可能性のある追加的な会計上のボラティリティを取り除くことによって、適格金融資産について純損益を修正する選択肢。

一時的な免除

- 活動が圧倒的に保険に関連している企業に対して、IFRS第9号の適用を一時的に免除する選択肢。これらの企業は、IAS第39号の現行の金融商品に関する要求事項を引き続き適用することを認められる。

本修正では、新しい保険契約基準の公表を待つ間、一時的な解決策を示している

これら2つの修正について、以下でより詳細に検討しています。

上書きアプローチ

上書きアプローチは、IFRS第9号をIFRS第4号とともに適用する場合に生じる可能性のある追加的なボラティリティを純損益から除外することを目的としています。すべての企業が、特定の資産に対してのみ、本アプローチを適用することを認められます（下記をご覧ください）。また、本アプローチは、IFRS第9号の適用開始時に選択しなければなりません。

上書きアプローチを適用する企業は、2018年1月1日の発効日からIFRS第9号を適用することを要求されます。しかし、当該企業は、以下の両者の差額と同額を純損益からその他の包括利益に振り替えることが認められます：

- IFRS第9号を適格金融資産に適用する場合に純損益に計上される金額
- IAS第39号を当該資産に適用していた場合に純損益に計上されたであろう金額

本修正では、こうした振り替えを、純損益計算書とその他の包括利益計算書の両方の本体に独立の表示項目として表示し、財務諸表利用者がそれについて理解できるようにするために追加的な開示を行うことを要求しています。

下記の要件の両方を満たす金融資産のみが上書きアプローチに適格とされます：

- 金融資産は、IFRS第9号を適用して純損益を通じた公正価値で測定されるが、IAS第39号を適用していたならば全体がそのように測定されていなかったであろう。
- 金融資産は、上書きアプローチの目的上、保険活動に関連しているものとして企業により指定されている。

一時的な免除

一時的な免除は、活動が圧倒的に保険に関連している企業が下記のいずれか早い方の日までIFRS第9号の適用を延期する選択肢です：

- 新しい保険契約基準の適用日
- 2021年1月1日

企業は、この一時的な免除の使用を選択する場合には、その期間中はIAS第39号を引き続き適用することになり、財務諸表利用者がIFRS第9号を適用する企業との比較を行うのを助けるために、一部の重要な開示を行うことを要求されます。

企業は、その活動全体を考慮する際、圧倒的に保険に関連する活動を有している場合に限り、本延期アプローチに適格です。これは、報告企業レベルで検討しなければならず、過去にIFRS第9号を適用したことがあってはなりません。

適格性は報告企業レベルで評価するため、別個の評価を個別財務諸表及び連結グループに関して行わなければなりません。そのため、連結グループ内で適格でない子会社（その個別財務諸表に関して）がある場合や、その逆の場合でも、当該グループは本免除に適格となります。

圧倒的であることは、企業の保険契約負債の金額と負債の合計金額とを比較することによって、評価しなければなりません。

上書きアプローチとは異なり、一時的な免除は、本アプローチの適用に適格であり、適用することを選択する限られた企業のすべての金融資産（一部ではなく）に適用されます。

発効日

本修正は以下のとおり適用されます：

- 上書きアプローチは、企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される。
- IFRS第9号の一時的免除は、2018年1月1日以後の会計期間について適用される。

ESMAが2016年の規制上の優先事項を提示

欧州証券市場監督局(ESMA)は最近、2016年の財務諸表について検討する際に欧州の規制当局が共通して優先する執行事項を示した年次報告書を公表した。

本報告書は欧州の企業を念頭に置いて執筆されていますが、ここに示されている優先事項は世界各国のIFRSに準拠した財務諸表の作成者にとって興味深いものになっていると思われます。以下でいくつかの主要なポイントについて検討します。

2016年の規制上の優先事項

優先される執行事項	アドバイス
IFRSで具体的に要求されていない情報の表示	ESMAは、財務諸表に示される追加的な情報をIFRSに準拠させることを発行者に要請している。例えば、IFRS基準で定義されていない業績の測定指標を示す場合には、発行者は、当該測定指標を偏りのない方法で計算、表示するようにしなければならない。
表示項目、見出し及び小計	ESMAは、追加的な表示項目、見出し及び小計が以下に該当するべきであることを発行者に再確認させている: 1. IFRSに従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成される。 2. 明確かつ理解可能な方法で表示され、名称を付されている。 3. 每期継続して表示される。 4. IFRSで要求している小計及び合計よりも目立つように示されていない。 さらに、ESMAは以下の事項を述べている: • 営業利益などの測定指標は、明確かつ理解可能で、その内容を反映したものでなければならない。 • 業界の慣行であったとしても、営業活動の性質を備えた項目(例えば、企業結合の影響、資産の減価償却又は棚卸資産の評価減)が営業活動の成果から除外されるとそれは誤解を与える。 • 重要性がある項目(例えば、勤務費用及び確定給付負債／資産の純額に係る利息の純額、持分法を適用した投資の減損)の表示において重要な判断が必要な場合には、発行者はこれらの判断を開示することを奨励される。 • 発行者は、収益又は費用のいかなる項目も、異常項目として表示してはならない。
セグメント情報	ESMAは、以下の事項を作成者に再確認させている: • セグメント情報は、「経営者の目を通して」表示しなければならない。 • セグメント情報は、プレスリリース、経営者の報告又はアナリストの資料に示されるものと整合させなければならない。 • 適切な場合には、企業全体の開示を行わなければならない。 • 事業セグメントに関する集約の要件を適用する際に行った経営者の判断について、開示を行う必要がある。

2016年の規制上の優先事項

優先される執行事項	アドバイス
その他の包括利益 (OCI) の変動	ESMAは、以下の事項を発行者に再確認させている: • その他の包括利益の項目のうち、純損益に振り替える項目と振り替えない項目との間で区分を行う。 • 資本の各内訳項目について、発行者は、持分変動計算書又は注記のいずれかにおいて、OCIの項目別の分析を表示することを要求される。 最後に、ESMAは、資本に分類した金融商品に関する支払税金に係る法人所得税の表示に際してのIAS第12号「法人所得税」の適用に関して、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) による議論 (すなわち、これらの税効果を直接資本に又は純損益に表示すべきかどうか) に注意を払うよう発行者に促している。ESMAは、本領域の変更がIASBによって行われる可能性がある述べ、影響を受ける可能性のある財務諸表作成者は関係する金額の適正な開示を行うことを奨励している。
1株当たり利益 (EPS)	ESMAは、IAS第33号に基づく以下の事実注意到注意を払うよう財務諸表作成者に促している: • 基本的及び希薄化後EPSを同等に目立つよう表示しなければならない。 • EPSの算定の詳細は、必要に応じて、調整表とともに注記に明確に表示しなければならない。 • 表示する期間に逆希薄化効果を有するが、基本的EPSを将来希薄化させる可能性のある商品に関して、開示が要求される。
APMsに関する ESMAガイドライン	ESMAは、代替的業績指標 (APMs) に関する自身のガイドラインの原則に従うためにあらゆる努力を払うべきであることを発行者に再確認させている。
金融商品:資本性金融商品と 金融負債の区別	ESMAは、負債と企業が発行した持分との区別に関するIAS第32号「金融商品:表示」の一般原則は、契約上の義務を決済するために現金又はその他の金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を企業が有しているかどうかであることを発行者に再確認させている。これに関連して、ESMAは以下の事項を述べている: • 条件付決済条項は負債を生じさせる。ただし、IAS第32号第25項に述べられている条件の1つを履行している場合を除く。 • 経済的強制は、それ自体では金融負債を創出しない。 • 特定の負債／持分の発行が、IAS第32号のガイダンス及び／又は明瞭性の欠如を理由に、IFRICにより受け入れられない場合には、発行者は、商品が負債又は持分に該当するかどうかを評価する際に適用する会計方針を、類似の取引について首尾一貫して選択し使用するようにしなければならない。
IFRS第9号、IFRS第15号及び IFRS第16号の開示	ESMAは、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第16号「リース」が与えるであろう影響に注意を払うよう発行者に促し、これらの基準の適用になるべく早く取りかかり、予想される影響に関する関連性のある開示を行うことを発行者に奨励している。 ESMAは、IFRS第9号及びIFRS第15号に関して、IFRS第15号の適用に関する別個のステートメントを公表しており、IFRS第9号の適用に関するステートメントを間もなく公表予定であると述べている。発行者は、2016年の年次財務諸表及び2017年の期中財務諸表の作成に際して当該ステートメントを考慮することが求められる。 ESMAは、期中財務諸表を作成する企業について、IFRS第15号及び／又はIFRS第9号の適用開始の影響を、2017年の期中財務諸表の作成時に既知又は合理的に見積可能であることを大半の発行者に対し求めている。 ESMAは、IFRS第16号に関して、IAS第17号に基づいて以下に関する高品質な開示を行うことの重要性を発行者に再確認させている: 1. 各期間の解約不能オペレーティング・リース契約の下での将来の最低リース料総額 2. リース契約に関する一般的な記述 3. 当該期間の費用に認識したリース料 これらの開示により、IFRS第16号が及ぼす影響の潜在的大きさを財務諸表利用者が見積ることができるようになる可能性がある。
その他の検討事項	最後に、ESMAは、欧州連合離脱に関する英国の国民投票の結果について述べ、直接的又は間接的に影響を受ける可能性のある企業に対し、以下の事項に関する開示を行うよう助言している: 1. リスク (例えば、財務リスク、事業リスク及び／又は戦略的リスク) に対するエクスポージャー、その予想される影響、及び発行者の活動に影響を与えるであろう不確実性 2. 経営者が当該リスクをどのように管理し、軽減するつもりなのか

キャッシュ・フロー計算書の改善に関する協議

英国財務報告評議会は、「キャッシュ・フロー計算書の改善」と題するディスカッション・ペーパーを公表した。

本ペーパーでは、キャッシュ・フロー計算書の透明性及び首尾一貫性を改善し、流動性の高い資源の管理に係る企業自身の観点を示すことに関して、いくつかの考えが提案されています。本ペーパーは、IASBの古い基準の1つで、当初は1992年に公表されたIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」がどのようなものなのかに関する議論を促進することを意図したものです。本ペーパーでは、基本財務諸表の目的、構造及び内容が検討されていることを考慮すると、回答者からのフィードバックは間違いなくIASBにとって興味深いものでしょう。

本ペーパーの主要な提案のいくつかを以下に示します：

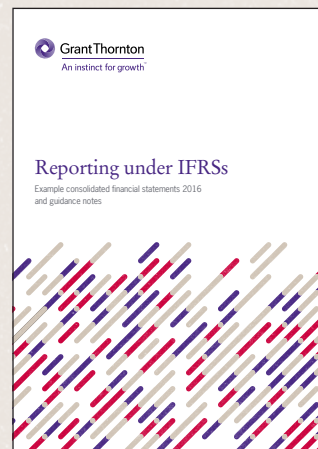
キャッシュ・フロー計算書の改善提案	
テーマ	提案
キャッシュ・フローに関する情報の有用性	想定キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書で報告すべきではないが、非資金取引については透明性がある開示を行うべきである。
キャッシュ・フローの分類	- 営業活動は、残余項目や標準設定の区分とするのではなく、積極的に定義する又は描写しなければならない。単に項目が通常でない又は非経常的であるというだけで、当該項目を営業活動から除外すべきではない。営業活動に関連しない項目は、キャッシュ・フロー計算書の別個の区分で報告すべきである。 - 営業活動によるキャッシュ・フローには、資本的支出及び資本的支出控除前の営業活動から獲得したキャッシュの小計を含めるべきであり、資本的支出が「取替」又は「拡張」を表す程度についての開示を行うことが奨励される。 - 資金調達活動から生じる負債に対する利息に関するすべてのキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の財務活動の区分で報告すべきである。 - 税金に関するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の別個の区分で報告すべきである。
現金同等物及び流動性の高い資源の管理	- キャッシュ・フロー計算書は、現金及び現金同等物ではなく、現金の流入出を報告すべきである。 - キャッシュ・フロー計算書は、流動性の高い資源の管理に関連するキャッシュ・フローを報告する別個独立の区分を含むべきである。 - キャッシュ・フローのネット表示（営業活動に関連するものを除く）は、同じクラスの商品に関してのみ認められるべきである。
営業活動の調整	営業活動によるキャッシュ・フローと営業利益との調整は、間接法によるキャッシュ・フロー計算書が表示される場合だけに限らず、すべての場合において要求されるべきである。
直接法又は間接法	- 直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、禁止も要求もされるべきではない。 - しかし、会計基準は、特に重要である営業活動からのキャッシュ・フローの構成要素を識別し、当該構成要素の金額又は関連する運転資本項目の変動金額のいずれかの開示を要求すべきである。

グラントソントンは2016年版のIFRSに準拠した財務諸表記載例を公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、2016年版のIFRSに準拠した「連結財務諸表記載例」を公表した

2016年版では、2016年12月31日終了年度から発効するIFRSsの変更を反映するよう見直し及び更新を行いました。2016年7月31日以後に公表された新たな変更については考慮していません。

本刊行物の入手については、<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/example-financial-statements-2016/>にアクセスして頂くか、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



コメントレターの提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、以下の協議に関するコメントを提出した:

- ・「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」
- ・「体制とその有効性についての評議員会のレビュー:IFRS財団定款の修正案」

事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2016/1「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理 (IFRS第3号及びIFRS第11号の修正案)」に関するコメントを提出しました。

IASBの修正案は以下の事項を提供することを目指しています:

- ・ IFRS第3号を適用する際に事業と資産グループを区別する助けとするための明瞭性のより高い適用指針
- ・ 事業に対する支配又は共同支配を獲得した場合に、企業が当該事業に対して従来保有していた持分をどのように会計処理すべきかについての明確化

私どもはコメントレターにおいて、本領域における簡略化したガイダンスの必要性について強く支持しました。しかし、提案されている資産の集中に関するテスト(取得した総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産又は類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、その活動及び資産の組合せは事業ではないということをIASBは提案しました)についてはいくらかの懸念を表明しました。また、取得した資産及び活動の組合せが事業であるかどうかの複雑な決定に対して「汎用的な」規則を適用することが可能かどうか、疑問を呈しました。

体制とその有効性についての評議員会のレビュー:IFRS財団定款の修正案

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRS財団の公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー:IFRS財団定款の修正案」に関するコメントを提出しました。

本公開草案は、例えば以下のような領域に関し、多くの問題を提起しました:

- ・ 評議員会の地理的分布、専門家としての経歴に関し適切なバランスを確保する方法及び任期
- ・ 定款で定めている当該レビューの焦点及び頻度
- ・ IASBに関連する定款の条項 (IASBの最適な人数及びその地理的分布、IASBメンバーの職業的経歴及び経験、並びに任期を含む)

私どもはコメントレターにおいて、本修正案をおおむね支持しています。私どもが特に強調した点は、評議員会とIASBメンバーの両方の最も重要な選出要件が、関連性のある技能、経験及びコミットメントでなければならないと私どもが考えているということです。

IFRS第15号に関する新たな刊行物を公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、企業がIFRS第15号の適用に向けて準備を進めるにあたり直面する問題を初めて詳細に検討した「IFRS第15号への準備-不動産及び建設業における収益の認識」を公表した。

不動産開発、プロパティマネジメント又は建設事業を行う企業について、IFRS第15号では従来の基準のいくつかを置き換えており、多くの主要な領域で重要な新しいガイダンスを示しています。

企業は、新基準を2018年1月1日以後開始する事業年度に適用することを要求されますが、早期適用が認められます。収益認識する時期及び金額に大きな影響を与える可能性もあるため、不動産及び建設業界に属する企業は、前もって時間をかけ、当該基準の適用に先立ってすべての重要な影響を識別し、十分に理解しておきたいと考えるでしょう。

「IFRS第15号への準備-不動産及び建設業における収益の認識」では、実務上の留意点や設例を数多く記載しており、当該新基準の最も重要な影響を識別し、対処するための有用なガイダンスを不動産や建設業界で事業をしている企業に提供しています。

本刊行物の入手については、

<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/get-ready-for-ifs-15-rec/>にアクセスして頂くか、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



グラントソントン・ニュージーランドが ニュージーランドの 年次IFRSマスタークラスに参加

ナショナル・テクニカル・ディレクターであるMark Hucklesbyは、オークランドで開催された第15回年次IFRSマスタークラスに参加した。

Markは、Conferenzが10月に英国勅許管理会計士協会 (Chartered Institute of Management Accountants) の後援の下に企画したイベントで、IASBの副議長であるSue Lloyd氏を含め、他の多くの専門家とともにプレゼンテーションを行いました。Markは、自身のセッションで、以下の事項を含むいくつかのテーマを取り上げました:

- 利害関係者に特別の価値をもたらす年次報告書の作成
- 持続可能性に注目し、統合報告及びSanfordの記事を取り上げた
- 関連会社及び共同支配企業が関与する複雑な取引の決定
- ニュージーランド証券取引所 (NZX) の上場基準における最近の動向



ニュージーランドのパートナーがIVSCの Business Valuation Boardに任命される

ニュージーランドのメンバーファームのファイナンシャル・アドバイザー・サービス・パートナーである Jay Shawは、国際評価基準審議会 (IVSC) の Business Valuation Boardに任命された。

Business Valuation Boardは、IVSCの基準委員会における特定分野の専門家の分科委員会であり、国際評価基準の設定について責任を有しています。IVSC自体は、世界的に評価基準を設定するうえでの重要な組織であり、主要な会計／評価組織によって支持されています。評価は多くのIFRSに見られる特徴であり、そのため、IVSCの要求事項は多くの場合に、IFRSに準拠した財務諸表の作成者にとって目的適合性が高いものとなっています。

Jayの任命を心よりお祝い申し上げます。任期は、改訂された2017年版の国際評価基準 (IVS) が公表された後、2017年1月1日から開始することになります。

IFRS第15号に関するIFRSニュース特別号を 改訂

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関するIFRSニュース特別号の改訂版を公表した。本改訂版では、IASBが今年すでに、「IFRS第15号の明確化」を公表した際にIFRS第15号に対して行った変更を取り入れている。

当該修正では以下の事項の明確化に焦点を当てています：

- 履行義務を識別する際のIFRS第15号の適用
- 企業が取引における本人として又は代理人として行動しているかどうかの決定
- ライセンスが一定の期間にわたり又は一時点で移転されるかどうかの評価

また、新基準を適用する企業が利用可能な実務上の便法を追加しています。

さらに、IFRSニュース特別号は、2018年1月1日という新たな発効日 (当初の計画よりも1年遅れとなります) を反映するよう改訂されました。

本刊行物の入手については、

<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/ifrs-news-special-edition-on-ifrs-15/>にアクセスして頂くか、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



その他のトピックー概要

欧州

EUにおけるIFRS第9号のエンドースメントの進展

IFRS第9号「金融商品」に関する決議案が欧州議会で可決されました。本決議に法的拘束力はありませんが、将来、欧州の立法過程におけるガイダンス及びリファレンスとして役立つと思われます。

本決議は、欧州議会の経済・金融委員会が行ったもので、欧州委員会に提起された問題に対処するよう呼びかけています。

本決議では、これらの対処を要求するにあたり、「発生損失」から「予想損失」減損モデルへの移行により、貸倒れの認識手続きにおける「ほんの少しだけ遅れる」という問題が解決される限り、IFRS第9号はIAS第39号の改善をもたらすことを認めていますが、IFRS第9号は、会計プロセスにおいて多くの判断が求められると指摘しています。こうした観測に関連して、本決議は当該領域には大きな意見の相違があることを明確に示し、そのため、経営者の自由裁量の乱用を避けるよう、欧州委員会及び欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)と連携して、欧州監督機構がガイダンスを作成することを求めています。

特に本決議では以下の事項を行っています：

- 経済成長のための長期投資の重要性を明確に示し、IFRS第9号がEUの長期投資戦略にどのように役立ち、また、プロクシリカリティ(景気循環増幅性)及び過度なリスクテイクに対するインセンティブをどのように低減するのかについて、欧州委員会が評価することを要求している。ここでの懸念は、公正価値会計が長期投資に与える潜在的な負の影響が中心となっている。そのため、本決議では、欧州委員会が2017年12月までに評価を作成することを要求している。
- IFRS第9号と今後公表予定の新しい保険契約基準(まだ公表されていないIFRS第17号)の発効日の相違を指摘し、欧州委員会がこれによって生じる懸念に対処することを要求している。
- 欧州委員会が、欧州監督機関、欧州中央銀行、欧州システミックリスク理事会及びEFRAGとともに、以下の事項を行うことを要求している：
 - EUにおけるIFRS第9号の適用を注意深く監視する
 - 事後の影響評価を2019年6月までに作成する
 - 本評価を欧州議会に提示し、その見解に従って行動する
- IFRS第9号の意図せざる影響(特に長期投資に関するもの)を識別し評価するために、当該基準の適用後レビューを実施することをIASBに対し要求している。

ESMAとIASBの関係を強化

欧州証券市場監督局(ESMA)とIFRS財団は、両組織がIFRS基準の開発に関する協力を深め、欧州連合全域におけるその首尾一貫した適用を支持する1組の協定(プロトコル)の更新を発表しました。

本プロトコル記述書では、2014年の合意を更新し、両組織が引き続きどのように連携していくのかについての概要を示しています。

EFragがのれん及びのれんの減損に関する定量的調査を公表

EFragは、「私たちはのれん及び減損のことを本当に理解しているのか?一定量的調査」を公表しました。

2005年から2014年までの欧州のサンプル企業328社についての定量的分析を示す本調査は、のれん及びのれんの減損が時間とともにどのように変化したのかに関する証拠を示すことによって、のれんの会計処理に関連する議論を活発化させることを目的としています。

主な調査結果として、欧州では:

- 2005年から2014年までに認識されたのれんの合計額は、9,350億ユーロから13,410億ユーロに増加し、これは43%の増加であった。
- 少数の企業がのれんの帳簿価額の大半を占めている。
- 資産合計に対するのれんの割合は、約3.7%で長年にわたりかなり安定している。当該割合は、金融企業を除外すると著しく高くなるが、2009年以降徐々に減少してきている。
- 純資産に対するのれんの割合は、2008年以降減少してきているが、2014年では29%で依然として大きい。
- 認識された減損損失の金額は、金融市場が低迷していた2008年と2011年にピークに達した。平均すると、減損損失はのれんの期首残高の2.7%であった。
- 減損損失は、少数の企業(特に通信業界及び金融業界に属する企業)にかなり集中している。
- のれんの絶対的及び相対的な水準並びに減損損失は業界によって大きく異なっている。

また、本調査は、欧州のデータと米国、オーストラリア及び日本の企業のその他のサンプルと比較しています。

ESMAの執行決定

欧州証券市場監督局(ESMA)は、欧州執行者調整セッション(EECS)の財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの新たな抜粋(第19回)を公表しました。

欧州各国の執行当局は、IFRSに準拠した財務諸表の監視、レビューを行い、当該財務諸表がIFRS及び他の該当する報告規定(関係する国内法を含む)に準拠しているかどうかを検討します。ESMAは、IFRSの適切な適用に関する関連する情報を財務諸表の発行者及び利用者に提供する目的でこれらの抜粋を公表しています。執行決定の公表により、IFRSへの準拠に対する欧州各国の執行者の見解に関する情報が市場参加者に提供されます。執行データベースに提示される事例は、以下の要件の1つ又は複数を満たす場合に、公表に適切であると考えられます:

- 決定が複雑な会計上の問題又は異なるIFRSの適用につながる可能性のある問題に言及している。
- 決定が発行者間又は特定の種類の企業内の比較的広範な問題に関連しており、そのため、他の執行当局又は第三者にとって興味深いものであると考えられる。
- 決定が経験のない又は各国の執行当局の経験に一貫性がない問題を扱っている。
- 決定が会計基準で取り上げていない規定に基づき行われている。

これらの決定の背景にある論拠とともに、本公表は、欧州経済領域(EEA)におけるIFRSの首尾一貫した適用に貢献する助けとなります。最新の抜粋で取り上げられたテーマとして以下の事項が挙げられます:

1. 主契約であるリース契約に組み込まれたインフレーション関連指標であるデリバティブ
2. 「その他の事実及び状況」に基づく別個のピークルの共同支配事業としての分類
3. 複数の為替レートが利用可能な場合における、適切な為替レートの選択
4. 無形資産の売却により生じる利得の表示
5. 観察可能でないインプットの識別
6. 上場シェル・カンパニーの逆取得
7. 収益の重要な区分の金額の開示
8. 企業結合において取得したディーラー・ネットワークが耐用年数を確定できない無形資産であるかどうかの決定
9. 事業と子会社に対する持分との交換、及び取得した子会社の所有者への事後の分配
10. 年金制度によって利用可能な最大限の経済的便益の決定及び確定給付資産の測定
11. 税率が資産の耐用年数にわたって変動している場合における、生物資産に係る繰延税金負債の測定
12. 期中財務報告書における預金保証基金への拠出の会計処理

日本の企業会計基準委員会

企業会計基準委員会は最近、IASBによるIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを受けて開始された、のれん及びのれんの減損に関する調査を完了しました。

本調査は、上記のEFRAGによる調査と類似した領域を扱っています。両調査はもともと無関係のものでしたが、比較的后期においてデータや調査結果が両組織間で交換されました。日本の調査では、米国と欧州の株価指数が、純資産に対するのれんの割合と時価総額に対するのれんの割合について、一貫して高い割合を示していたことが観測されています。これは、日本GAAPでは、のれんの償却を要求されるという事実により一部の説明がつきます。

FASBが保険契約に関する提案を公表

米国財務会計基準審議会（FASB）は、長期契約（例えば、生命保険、就業不能保険、長期介護及び年金など）を発行する保険会社の財務報告の改善を意図して会計基準更新書（ASU）案を公表しました。

本公開草案には、以下の事項を行うことによって、保険会計を改善するための提案が示されています：

- 更新した仮定を用いた負債の測定を要求することによって、将来の保険契約上の給付金に関する負債の変動の認識の適時性を改善する。
- 負債のキャッシュ・フローを割り引くにあたり、資産利回り（すなわち、保険会社の予想投資利回り）の利用を認めず、当該キャッシュ・フローを高格付け債券の利回りで割り引くことを要求する。
- さまざまな製品の特定のオプションや保証（例えば、最低死亡給付保証、累積増額給付（accumulation）、所得給付（income benefits）及び解約払戻金など）を、2つの異なる測定モデルを使用するのではなく、公正価値での測定を要求することによって、当該オプションや保証の会計処理を簡略化し改善する。
- 繰延新契約費の償却を簡略化する。
- 開示の有効性を改善することによって透明性を増す。

IASBの保険契約に関するプロジェクト（新基準は、IASBの作業計画によると2017年3月に公表される予定です）とは別のものではありませんが、目的の多くはIASBのものと類似しています。

FASBが収益基準の修正を提案

FASBは、ASU案「2014-09号『顧客との契約から生じる収益』（topic 606）を更新するための技術的修正及び改善—追加的修正」を公表しました。本提案では、以下の4つの領域でIFRS第15号に相当する米国の基準に対して軽微な変更を行うこととなります：

貸出保証手数料	• ASC 460「保証」の適用範囲に含まれる保証料を含め、保証（製品又はサービスの保証を除く）がASC 606「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれないことを明確化する。
契約資産なのか債権なのか	• 修正により、当該基準の設例38の分析と債権の表示に関する当該基準のガイダンスとのよりよい関連性が示される。これまで、企業は満期日より前に債権を記録することができないという懸念が示されていた。
返金負債	• 返金負債が契約負債としての特徴を有していなければならないことを設例が示唆しているという懸念に対処して、当該基準の設例40の「契約負債」という用語への言及を削除する。
広告費	• 広告費の発生に関するガイダンスを復活させる。

バーゼル委員会が予想信用損失の銀行資本との相互関係について協議

バーゼル銀行監督委員会(銀行の健全性を監督・規制するための主要かつ世界的な基準設定主体)は、バーゼルIII自己資本比率規制のフレームワークに基づく会計規定の規制上の取扱いについての方針の検討事項に関して、市中協議文書及びディスカッション・ペーパーを公表しました。

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の両方は、発生損失モデルではなく予想信用損失(ECL)モデルの使用が要求される、金融商品の減損に関する基準の適用へと移行しています。

バーゼル委員会の本市中協議文書では、期中において、標準化された及び内部格付手法に基づく規定の現在の規制上の取扱いを保持する当該委員会の提案が示されています。さらに、移行上の取決めが、新たなECLの会計基準に適應する時間を銀行に与えることを保証しているかどうかについて、コメントを募集しています。

バーゼル委員会は、本市中協議文書に加え、新たなECL基準に基づく規定の長期的な規制上の取扱いについての会計方針の選択肢に関するディスカッション・ペーパーを公表しました。

保有しなければならない自己資本比率がすでに急増している銀行は、より将来予測的なECLモデルへと移行した結果、資本比率をさらに高めることを余儀なくされるという懸念を受けて、これらの文書は公表されました。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2014年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2014年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	- IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される - 上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される	N/A
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
IAS第7号	開示に関する取組み(IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS第12号の修正)	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業・連結の例外の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは2016年1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2014年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及び IAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の 修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出 (IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び 指針	IFRSの年次改善2011–2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び 指針	IFRSの年次改善2010–2012年サイクル	2014年7月1日	可

コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
本IFRSニュースの公表時にコメントを募集している文書はありません。		



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。